



HANABI 株式会社

建設設計・施工会社・ベトナム高度人材紹介

ベトナム特定技能支援 パンパレット



特定技能とは？

2019年4月より在留資格に新たに“特定技能”が追加され、人手不足を課題とする企業を中心に、新しい採用のチャネルとして注目を集めています。本資料において、特定技能とは特定技能1号を指すものとします。

目的

- ・日本全体の人手不足を解消し、人材確保を図る事を目的とした制度。
- ・特定技能は、**即戦力として活躍できる外国人労働者**の在留資格です。

特定技能に該当する水準

・日本語能力水準

生活や業務に必要な日本語を試験で確認。合格者のみ採用可（技能実習2号修了者は免除）

JLPT 日本語能力検定 N4

・技能水準

試験で確認。合格者のみ採用可
(技能実習2号修了者は免除)

※ 試験対象国13カ国のみ(当面の間)試験対応予定出し可能国



産業分野

14分野のみ受け入れ可能

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、建設、自動車整備、外食業電気・電子、情報関連産業、造船・船舶工業、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業

※下線のある2分野(建設、造船・船用工業)のみ2号対象職種



特定技能の進捗について

2019年4月にスタートした特定技能。政府は2023年度までに14業種の受入人数目標を 345,150人としていました。しかし2021年度3月末時点で特定技能で在籍している外国人の数は22,567人に留まっており、進捗率は6.5%という結果でした。当社が入管等を通して独自で調査した結果、ニーズ（申請はある）に対して在留許可がおりない例が相次いでいることが分かりました

在留許可がおりない例 ※入管等を通して当社独自の情報

そもそも登録支援機関を利用しない中小企業の申請が通りにくい

国内の試験合格後に社会保険の未納が発覚

国内の試験合格後に留学生の不法就労が発覚

技能実習生の過去の履歴書と現在の履歴書の食い違い

日本人と同等とされる労働条件があいまいで入管の裁量のもと不許可となる

こうした背景の中、先駆けて外国人雇用に取り組んでいた当社は、特定技能においてもすでに数多くの実績を築いています。

特定技能外国人を採用するためには？

特定技能の在留資格を有する外国人を採用する方法には、下記の4種類があり、企業は、その採用の難易度や採用計画に合わせて、自社にとって最適な手法を検討する必要があります。



採用方法	場所	対象	採用難易度 ※
1 自社の技能実習2号修了者（予定含む）を採用する方法	国内	自社で技能実習2号、又は3号を修了する予定の日本に住む外国人	★★★
	海外	自社で技能実習2号、又は3号を修了し帰国した外国人	
2 他社の技能実習2号修了者（予定含む）を採用する方法	国内	他社で技能実習2号、又は3号を修了する予定の日本に住む外国人	★★★
	海外	他社で技能実習2号、又は3号を修了し帰国した外国人	
3 特定技能評価試験合格者を採用する方法	国内	特定技能評価試験（技能試験と日本語試験）合格者	★★★
	海外		
4 特定技能外国人転職者を採用する方法	国内	特定技能の同じ分野で働いている（いた）日本に住む外国人	★★★
	海外	特定技能の同じ分野で通算5年未満しか働いていない帰国した外国人	

※ ★の数が多いほど、採用難易度が高くなります。

特定技能外国人に対する支援について

特定技能の在留資格を有する外国人を雇用する場合、企業は支援計画を作成し、適切な支援を行わなければいけません。その支援については、全部または一部を登録支援機関に委託することも可能です。

事前ガイダンスの提供

出入国する際の送迎

適正な居住の確保・生活に
必要な契約の支援

生活オリエンテーションの
実施

公的手続き等の
補助

日本語学習の機会の
提供

相談または苦情への
対応

転職支援
(人員整理等の場合)

日本人との交流促進

定期的な面談の実施・
行政機関への通報

HANABI（株）で出来ること

私たちの強みは、広いエリアでの高い対応力と、建設業界に特化した総合的なサービス提供力です。特に建設業界におけるベトナム技術者の価値を表すために、総合建設商社として設計・施工・高度人材紹介の一括業務を実行しております。

創造力的な建築家や土木技術士であるHANABIは問題を解決するだけでなく、顧客に新しい価値をもたらし、顧客との長期的な信頼関係の構築を大切にしています。技術者の方だけではなく、特定技能の方々も広がっていきます。

また当社では、社内に多くの社員が働いており、特にベトナムにおいては豊富な実務経験を持つ現地スタッフが多数在籍しています。そのため、外国人材一人ひとりの日本語レベルや文化的背景に関わらず、現場や生活面での課題にも柔軟かつ迅速に対応することが可能です。

さらに、当社では採用・人材サーチ業務において豊富な実績を持つ専門チームが、技術者および特定技能人材の採用から定着・フォローまでを一貫してサポートしています。そのため、今後の特定技能人材の受け入れ・支援についても、十分な対応力と主体性をもって効果的にサポートすることができます。

これにより、今後拡大が見込まれる特定技能人材の受け入れにおいても、主体的かつ安定した支援体制を提供できることが、私たちの大きな強みです。



特定技能外国人を採用するためのルート

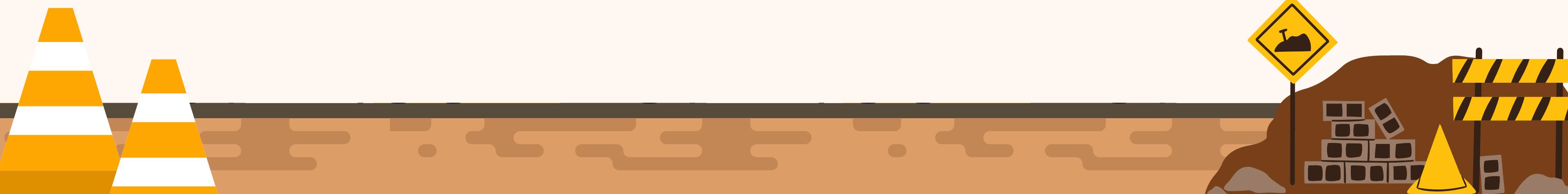
特定技能外国人の採用は、**海外在住者**を採用する場合と、**国内在住者**を採用する場合の2パターンに分かれます。

海外のメリット

- ✓ 安定した計画採用ができる
- ✓ 大量採用しやすい
- ✓ ポテンシャルの高い人材を採用できる
- ✓ 地域問わず採用が可能

国内のメリット

- ✓ 日本語能力が高めの人材が集めやすい
- ✓ 日本での生活や文化のギャップが少ない
- ✓ 日本の仕事スタイルに理解がある
- ✓ 入社までの期間が海外に比べて短い





特定技能外国人の採用にかかる費用一覧

特定技能外国人の採用には、主に以下のような項目で費用が発生いたします。

	人材紹介会社 送り出し機関の紹介料	登録支援機関の委託費用（支援費用）	在留資格の申請費用	住居・家具の費用	渡航費用
海外から採用	○	○	○	○	○
国内から採用	△	○	○	△	×

日本国内にいる外国人を採用する際、自社のみで採用活動を実施する場合は、人材紹介会社への紹介料を支払わなくて済みます。また、すでに住居の契約をしている場合は、新たに住居探しをする必要もありません。

【補足】特定技能外国人の採用にかかる費用詳細

人材紹介会社、送り出し機関への紹介料

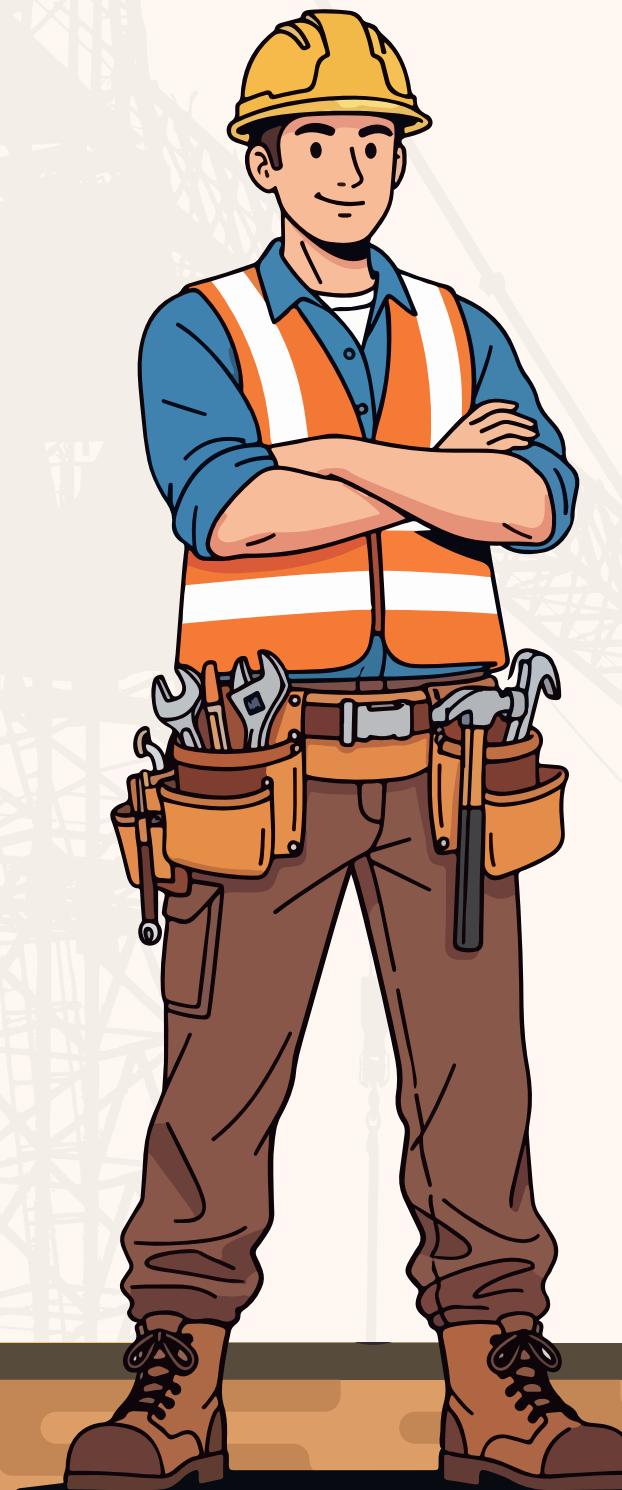
紹介会社を利用する際に必要となる費用です。送り出し機関とは、海外現地で人材を募集して日本に送り出す機関で、海外の人材紹介会社というイメージです。自社で海外在住の方を採用する場合は、送り出し機関への紹介料が発生します。

登録支援機関の委託費用（支援費用）

特定技能外国人を雇用する場合は、政府よりさまざま項目の支援が義務付けられています。2年間で外国人の雇用実績がある、外国人が理解できる言語で支援できる、外国人の生活相談業務に従事した責任者を設けることができる、など様々な条件に一つでも当てはまらない場合は登録支援機関への委託が必要です。登録支援には、面談や日本語学習の支援といった仕事に関するサポートから、空港までの送迎や口座開設、住民登録など生活に関するサポートまで幅広く対応が必要です。



【補足】特定技能外国人の採用にかかる費用詳細



在留資格の申請費用

在留資格を特定技能に切り替えたり更新したりする際の費用です。採用時と1年ごとの更新の際に必要です。行政書士への依頼が一般的ですが、知識と経験があれば自社対応も可能です。

住居・家具の費用

海外から採用する場合は、日本での生活拠点の支援が必要です。住宅のみ手配をしても日本に来たばかりの外国人が家具をそろえるのは困難なため、必要最低限の家具を同時に手配するケースが多いです。

渡航費用

海外の外国人を採用する場合に発生いたします。外国人が日本に渡航するための費用です。日本企業が海外現地で面接などをする場合その渡航費なども含まれます。

【特定技能】採用にかかる費用詳細

費用項目	費用目安
コンサルタント料 (採用業務の応援)	¥350,000/一回のみ
登録支援機関への委託費用 (支援費用)	¥20,000/月
在留資格の申請費用 (任意)	支行政書士などに依頼をする場合は、¥150,000まで
住居・家具の費用 (任意)	住宅や寮の用意、必要最低限の家具の用意が必要 地域や用意するものによって変動いたします。
渡航・引越費用	航空券：¥約50,000（ベトナム→日本）、日本国内の場合は、引越代負担



【特定技能】採用にかかる費用詳細

コンサルタント料料

350,000円～ (税抜)

※在留資格認定、変更手続き料込

登録支援機関業務委託料

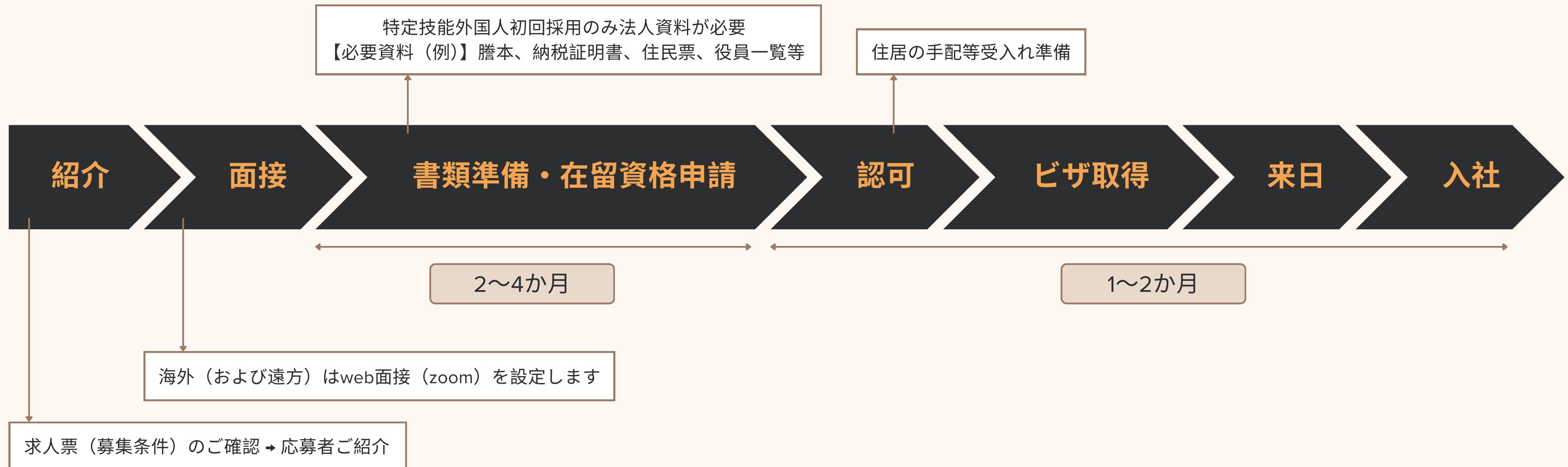
20,000円～ (税抜)

※在留資格更新、各種支援込

支援内容

- 外国人スタッフの母国語での相談窓口
- 在留資格認定、変更手続き応援
- 1年間の退職保証
- 出入国の際の送迎（別途用費）
- 住居確保、電気・水道などの生活インフラ支援
- 口座開設、携帯電話等の契約の支援
- 公的手続きへの同行
- 日本語教育、資格取得支援
- 行政への報告および書類作成
- 外国人スタッフへのオリエンテーション実施
- 定期面談の実施
- コミュニティへの参加、交流促進など

面接から入社までのスケジュールイメージ



- 海外とのweb面接を実施させて頂きます。内定後、入国管理局へ在留資格申請を行います。
- 在留資格認可後、国外現地にて入国ビザ申請を行います。国内では住居手配等の受入れ準備を進めます。
- ビザ認可後に入国、入社。



外国人を雇用する際に 注意したいこと



特定技能外国人の給与設定

給与設定のルール

日本人と同等かそれ以上の給与設定にすること

- 前提として「最低賃金」「同一労働同一賃金」は、外国人であっても適用される制度です。外国人だからといって不当に低い給料で雇うことは認められていません。
- また、特定技能の在留資格の申請時には、給与額について記載をした書類を入国管理局がチェックをします。その際に、給与水準が低いことが明らかな場合、在留資格申請が通らないので注意が必要です。
- 賞与額や給与面に関するキャリアアップなども、明確に説明ができると仕事に対する不安がなくなり、早期離職などのトラブルを未然に防ぐこともあります。



登録支援機関への委託費用の把握

外国人の支援業務は多岐にわたり、下記に内容の一部をご紹介します。

- 事前ガイダンス
- 出入国の際の送迎（別途用費）
- 住居確保、電気・水道などの生活インフラ支援
- 口座開設、携帯電話等の契約の支援
- 公的手続きへの同行
- 日本語教育、資格取得支援
- 行政への報告および書類作成
- 外国人スタッフへのオリエンテーション実施
- 定期面談の実施
- コミュニティへの参加、交流促進

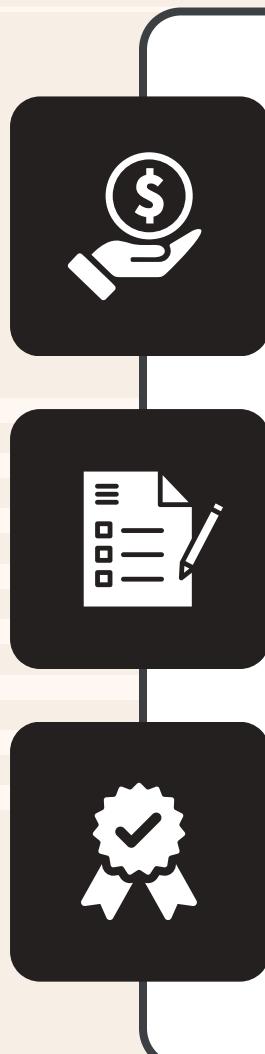
特定技能の支援を委託する場合は、**支援を依頼するたびに費用が発生するのか、毎月のランニングコストとしてかかるのかなど**、契約後のトラブルを防ぐため比較検討をする必要があります。

また、人材紹介をしてもらった会社とは別の会社に支援を委託することも可能です。雇用する外国人が増えるほど委託費用も上がりますので、複数名の採用を検討する場合には、人材紹介料以外の部分にも目を向けることが大切です。



最後に

特定技能外国人の採用費用について重要なポイントを最後にまとめます。



人材紹介料に加え、在留資格申請費や、雇用後の支援費用なども採用コストとして把握しておく必要がある

外国人の給与設定や支援内容のルールに則った採用計画を立てることが重要

人材紹介会社と登録支援機関には複数社から見積もりを取得し、自社の意向にあった会社を選択する

そのほかご相談はお気軽に
HANABIまでご連絡くださいませ!





HANABI 株式会社

建設設計・施工会社・ベトナム高度人材紹介

-  Head Office : 6-30-6 Nishiarai, Adachi Ward, Tokyo
-  Tel : (+81) 3-5936-1378 Mobile : (+81) 80-9986-5717
-  info@hanabigroup.co.jp
-  <https://hanabigroup.org>

